

遊佐町立藤岡小学校 いじめ防止基本方針

1 はじめに

○いじめの定義

いじめとは、「当該児童生徒と一定の人間関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となる児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

けんかやふざけ合いであっても、児童生徒の感じる被害性に着目し、該当するか否かを判断する。

好意で行った行為が、相手に苦痛を感じさせてしまった場合も、いじめに該当する。ただし、いじめという言葉を使わずに、柔軟に対応することも可能である。

○基本理念

いじめは、いじめをうけた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危機を生じさせるおそれがある。したがって、本校では、すべての児童がいじめを行わず、他の児童に対して行われるいじめを認識しながら、これを放置することがないようにし、いじめの問題にたいする児童の理解を深めることを旨として、いじめ防止等のための対策を行う。児童は、いじめを行ってはならない。

2 目的

○いじめは人権を侵害する行為であることを児童に認識させ、他者を思いやる気持ちを育てる。

○すべての児童がいじめの不安や苦痛にさいなまれることなく、平穏に安心して学校生活を営むことができるよう、いじめの防止及び解消について組織的に取り組む。

3 組織

いじめ対策委員会・・・校長、教頭、教務主任、いじめ対策主任（そだち育成部長）、保健主事
※必要に応じて、心理・福祉等の専門家等

4 いじめ防止のための手立て

○自己肯定感（セルフ・エスティーム）を高める指導

- ・「居場所づくり」・・・子ども達がほっとできる場所、雰囲気作りに努める。
- ・「絆づくり」・・・子ども達同士で目標に向かって協力して取り組んでいけるような活動を仕組み、活動を通して組織への所属感や友だちとの信頼感を高めることができるようにする。
- ・「よいこと見つけ」等の活動を取り入れ、児童をプラス評価する場面を増やす。

○観察による児童理解

- ・朝の会で、いつもと様子が違ったりふさぎ込んでいたりしている児童がいないかなどに気をつけて、児童の表情・態度をよく観察し、必要に応じてよく話を聞く。
- ・放課後に1人でいたり、グループでの活動を嫌がったりする児童がいないかなど、孤立しがちな児童を把握する。

○いじめ一日観察日

- ・毎月1日の「いのちの日」を「いじめ一日観察日」とし、気がかりな児童を中心に全校児童の様子を、全職員で観察する。

○いじめアンケート

- ・年に2回、児童と保護者にいじめアンケートを実施し、児童との面談や保護者への確認など、実態を把握し、早期発見に努める。

○Q-Uテストとその活用

- ・年に2回（1学年は1回）、「Q-Uテスト」を実施する。
- ・外部講師を招聘し、Q-U研修会を開き、表の見方と活用の仕方を学び、学級経営に生かす。

○全職員での情報交換の会

- ・毎月の職員会議の中で、いじめを含めた気がかりな児童についての情報交換を行う。

○人権教育

- ・「いじめは卑怯な行為である」「いじめは絶対に許さない」「いじめはどこにでも起こりうる」という考えのもと、教師が「いじめは許さない学校」という毅然とした態度を示す。
- ・人権に関わる身近なニュースを題材とした学習に心がける。
- ・春先に人権の花植え運動を行い、相手に対する思いやりの心をもって接することの意識付けを行う。
- ・ネットコミュニケーションスキルの学習を継続する。 ※児童向け、保護者向け

○保護者への啓発活動と地域の方との情報交換

- ・地区懇談会や保護者との面談等をとおして、児童の様子についてこまめに情報を交換し、学校、家庭、地域で連携していじめの早期発見に努める。

5 いじめが発見された場合の対応

○初動の対応

- ①いじめの訴えを受けた、またはいじめを発見した職員は、いじめ対策主任及び担任に報告する。
- ②いじめ対策主任は、いじめ対策委員を招集し会議を開く。

○いじめ対策委員会の協議

いじめ対策委員会を開き、いじめの訴えや発見の内容を把握するとともに、今後の組織的な対応についての具体的な手立てや役割分担について協議する。

○実態把握・解消に向けての対応

いじめ対策委員会の協議の結果を受けて、校長、教頭、いじめ対策主任を中心にして実態把握・解消に向けて、組織的に対応する。

担任は、被害者、加害者の保護者に事実を伝えるとともに、今後の対応についても説明する。

○事後の支援

被害児童についても加害児童についても、指導以後の様子を継続観察したり、面談したりして、いじめが解消しているか確認する。

○いじめの解消

少なくとも、次の①と②の要件を満たす必要がある。

- ① 「いじめに係る行為が止んでいること」
被害者に対する心理的行為または物理的影響を与える行為が止んでいることが相当の期間継続していること（少なくとも3ヶ月以上）
- ② 「被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと」
被害児童生徒本人及びその保護者に面談等により確認する

6 教育的諸課題等から特に配慮が必要な児童生徒について

学校として、日常的にその特性を踏まえた適切な支援・指導を組織的に行う。

- ・発達障がいを含む、障がいのある児童生徒
- ・海外から帰国した児童生徒や外国人の児童生徒
- ・性同一性障がいや性的指向・性自認に係る児童生徒
- ・被災地児童生徒

7 いじめ対策年間計画 □：教職員間の活動 ○：児童、保護者の活動

	いじめ対策年間計画	ポイント
4月	□学校間、学年間の情報交換指導記録の引き継ぎ □いじめ対策に係る共通理解・いじめ対策会議 【職員会議】 ○いじめ撲滅宣言（教師の決意を表明します） ○学級開き・人間関係づくり・学級のルールづくり 【学級活動】 ○保護者へのいじめ対策についての説明と啓発 【保護者会】	・いじめの被害者、加害者の関係を確実に引き継ぐ。 ・学校がいじめの問題に本気で取り組むことを示す。

5月	○人権の花植え活動 ○人権書道 ○教育相談の実施 □校内研修「いじめの早期発見と指導の在り方」	
6月	○「Q-U」の分析と活用 ○話し合い活動「学級の諸問題」 【学級活動】 ○行事（自然宿泊体験学習）をとおした人間関係づくり ○「いじめ発見調査アンケート」の実施と分析、活用	・6月は児童の人間関係に変化が表れやすい時期であるから留意する。 ・児童生徒の班編成の場面に留意が必要である。
7月	○地区児童会・地区懇談会の実施	・いじめ対策を点検する。
8月	□教育相談に係る研修講座への参加	・相談技術の向上を図る。
9月	○夏休み明けの教育相談の実施 ○行事（わらびっこ運動会）をとおした人間関係づくり	・児童の変化を確認する。 ・児童主体の活動を保障し、意欲を高め、自覚を促す支援を心がける。
10月	○行事（学習発表会）をとおした人間関係づくり	
11月	○「Q-U」の分析と活用 ○話し合い活動「学級の諸問題」 【学級活動】	
12月	○「いじめ発見調査アンケート」の実施と分析、活用 ○学校評価の実施→児童・保護者の意見を聞く	・いじめ対策を点検する。
1月	○冬休み明けの教育相談の実施	・児童の変化を確認する。
2月	○話し合い活動「学級の諸問題」 【学級活動】	
3月	□記録の整理、進級する学年への引き継ぎ情報の作成 □小中の情報連携のための連絡会	・いじめに関する情報を確実に引き継ぐ準備をする。

8 重大事態への対処

○重大事態の定義

- ・いじめにより、児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められる場合。
- ・いじめにより、児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている場合。
(年間30日をめやすとし、一定期間連続して欠席している場合を含む)
- ・児童や保護者から「いじめられて重大事態に至った」という申し立てがあった場合。

○重大事態への対処

- ・重大事態が発生した旨を、遊佐町教育委員会に速やかに報告する。
- ・重大事態の疑いがあると認められたときも、校長は遊佐町教育委員会に報告する。
- ・いじめ対策委員会を招集し、事実関係を明確にするための調査を実施するとともに、関係機関との連携を適切にとる。
- ・手順を明確にし、確認しておくことが大切であることに加え、市町村に対して平時から調査を行うための組織等を設置しておくよう促す。
- ・上記の結果については、いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

9 インターネット上のいじめへの対応について

スマホ・携帯等インターネット上のいじめ未然防止と適切な対応

(1) 実態を知る

○インターネットいじめの種類・・・掲示板、メール、SNS等

(2) いじめの実態を知る

○情報モラル指導

○家庭・地域・PTAとの連携・・・フィルタリング、ペアレンタルコントロール、ネットパトロール、研修会等

(3) 早期発見・早期対応のために

○いじめのサイン発見

○相談体制整備と確率

○ネットパトロール・削除依頼